

2022年度 【上級】実技試験課題

試験課題	身体介護業務			
	1	身じたくの介護	1	口腔ケア
	2	身じたくの介護	2	仰臥位での衣服の着脱の介助
	3	入浴・清潔保持の介護	1	身体清拭（部分清拭）
	4	移動の介護	1	身体の特性に応じた移動の介助
	5	排泄の介護	1	排泄の介助 ※判断等試験
	安全衛生業務			
	6	事故防止・安全対策	1	ヒヤリハットと事故 ※判断等試験

実技試験の開始から終了までの時間は**60分**としています。

※ 身体介護業務の中で、2.身じたくの介護「2.仰臥位での衣服の着脱の介助」、3.入浴・清潔保持の介護「1.身体清拭（部分清拭）」は、一連の介護行為として実施します。

1. 身じたくの介護 「口腔ケア」

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行っている(利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も観察している)
2	介助の説明と同意	これから行う介助について目的を含めて説明をして、同意を得ている
3	必要物品の準備	不足しているものがない（利用者の元を離れて物品を取りに行くことがない）
4	安定し安楽な姿勢の保持	足底が床に着く、いすに深く腰掛けている等利用者の姿勢が安定している
5	口腔ケア	利用者が自分でできることを促している（義歯の着脱、ブラッシング、うがい等） 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている 口腔内に食べ物が残っていないか確認をして、ある場合は再度ブラッシングをする、又は利用者に促す等している 歯茎の腫れや出血等、口腔内の確認をして、出血等異常がある場合は（立ち会い者に）報告している
6	利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対処している
7	特性に応じた対応	1「体調の確認」2「介助の説明と同意」6「利用者への確認」の場面以外でも、利用者の特性に応じたコミュニケーションをとっている 介助中、利用者に合わせてどのような点に配慮したか説明できる

2. 身じたくの介護 「仰臥位での衣服の着脱の介助」 1

※「身体清拭（部分清拭）」と一連の流れを確認

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者のバイタルサインの測定結果を確認し、医療職の判断を仰ぎ、介助を行う許可をもらっている 利用者に体調の確認を行っている（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も観察している）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている
3	衣類の選択	利用者に好みの衣類を選んでもらっている 選んだ衣類が、気候、室温、体調、身体特性にも配慮したものか確認している
4	必要物品の準備	不足しているものがない（利用者の元を離れて物品を取りに行くことがない） 室温の確認をして、調整している
5	プライバシーへの配慮	スクリーンを使用する、扉やカーテンを閉める等、第三者から見えないようプライバシーに配慮している

2. 身じたくの介護 「仰臥位での衣服の着脱の介助」 2

※「身体清拭（部分清拭）」と一連の流れを確認

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
6	衣服の着脱	健側から脱ぎ、患側から着るという順番で介助を行っている 適宜体位変換を行う等無理のない方法で衣服を着脱している 膝を曲げてもらう、サイドレールを掴んでもらう等利用者の残存機能を活かすよう促している 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている

⇒続けて「3. 身体清拭（部分清拭）」へ

3. 入浴・清潔保持の介護 「身体清拭（部分清拭）」

※「仰臥位での衣服の着脱の介助」と一連の流れを確認

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

⇒「2. 仰臥位での衣服の着脱の介助」の続き

	評価項目	評価基準
7	身体清拭 (部分清拭)	タオルの温度を受検者自ら確認したうえで、利用者にも確認している 末梢から中枢に向かって拭いている タオルの面を変えたり、タオルを交換したりしながら、衛生面に配慮しながら拭いている 皮膚についた水分は、身体を冷やさないようにすぐに拭き取っている 清拭をしている間中、バスタオルをかける等不用意に利用者の肌を露出させず、保温とプライバシーに配慮している
8	利用者への確認	身体清拭の際に、拭き足りないところやかゆいところを聞く等、利用者の意向を確認し対応している 介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無等確認し、変化や異常がある場合は対処している
9	特性に応じた対応	1「体調の確認」2「介助の説明と同意」8「利用者への確認」の場面以外でも、利用者の特性に応じたコミュニケーションをとっている 介助中、利用者に合わせてどのような点に配慮したか説明できる

⇒続けて「2. 仰臥位での衣服の着脱の介助」へ

※ 清拭に使用する物品については、一連の介護行為の評価を開始する前に行い、清拭の介護の必要物品の準備が整った後に試験を開始してください。

※ 評価項目7「身体清拭」は、評価基準が確認できれば、清拭中すべてに立ち会う必要はない。特に、異性の介助、胸部や陰部等の清拭においては、プライバシーに配慮し、立ち会う場面に注意すること。

4. 移動の介護 「身体の特性に応じた移動の介助」

※ 杖、歩行器、車いす（全介助不可）等の福祉用具を使用し、自ら移動する利用者の介助を評価する。

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行っている（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も観察している）
2	介助の説明と同意	これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている
3	必要物品の準備	利用者が移動するために必要な物品を準備している
4	身体の特性に応じた移動の介助	利用者の安全に配慮しながら、適切な位置にいる 利用者のペース等動きに関する声かけをしている 進行方向に障害物がある等、周辺状況に関する声かけをしている
5	利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対処している
6	特性に応じた対応	1「体調の確認」 2「介助の説明と同意」 5「利用者への確認」の場面以外でも、利用者の特性に応じたコミュニケーションをとっている 介助中、利用者に合わせてどのような点に配慮したか説明できる

5. 排泄の介護 「排泄の介助」 ※判断等試験

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準	実施方法
1	尊厳の保持とプライバシーへの配慮	排泄介助におけるプライバシーへの配慮として、具体的に説明できる	口頭試問
2	観察のポイントの理解・報告	排泄介助における観察のポイントとその内容について具体的に説明できる	口頭試問
		皮膚や排泄物の性状に異常があった場合等の報告について説明できる	判断等試験
		皮膚に異常がある場合、考えられる理由について説明できる	判断等試験
3	排泄介助における清潔保持の理解	排泄介助における清潔保持について、具体的に説明できる	判断等試験
		利用者の状態に応じて使用する用具について説明できる	判断等試験
4	記録	排泄の介助後、記録する内容について説明できる	口頭試問

6. 事故防止・安全対策「ヒヤリハットと事故」※判断等試験

※ 試験課題には「評価項目」「評価基準」が設けられています。受検者は、試験評価者の課題開始の合図後、利用者の心身の状況に応じた介護を行います。

※ 技能実習指導員の指示は認められません。（安全面の観点から、1名の技能実習指導員等職員の立ち会いをお願いします。）

※ 試験評価者は、「評価基準」に沿って「できた」「できない」を評価します。

	評価項目	評価基準	実施方法
1	ヒヤリハットと事故	過去3年間に、事業所内で起きた事故・ヒヤリハットの <u>内容</u> の記録確認ができる ※受検者本人が経験した内容でなくてよい	口頭試問
		上記の事故・ヒヤリハットの内容に対する <u>対策</u> の記録確認ができる	口頭試問
		危険予知に関するイラストを示し、危険な箇所とその理由を説明できる	判断等試験